

健康アプリサービス利用における仕様書

- 1 業務の名称
健康アプリサービス利用
- 2 業務の目的
市民が直接的に健康増進を意識し、健康的な生活習慣の定着を図ることで生活習慣病の発症と重症化を予防し、運動への動機づけ、生活習慣に気づきを得ることを目的として、スマートフォン専用アプリケーション、もしくはウェブ（以下「アプリ」という。）を活用したツールを導入する。
- 3 対象者
原則として20歳以上の長井市民 1,000名（予定数）
- 4 本調達の要件
 - (1) 履行期間
契約締結の日から令和10年3月31日まで
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
※令和8年3月31日から本格稼働を想定
 - (2) 提案上限額は、最高価格9,000,000円（消費税及び地方交付税相当額を含む）とする。
ただし、内訳は次のとおり。
ア 契約締結の日から令和8年3月31日まで
上限額3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
イ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
上限額3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
ウ 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
上限額3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - (3) 利用料
アシステム導入にあたり構築費用（初期費用）が必要な場合は初年度サービス利用料に内包し、提案書に明記すること。
イ本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を提案書に明記すること。
ただし、利用料金の支払いについては本格稼働後から開始するもの。
ウ本利用料には、本サービスの円滑な運営および利用促進を目的として実施される広報・周知活動に要する費用を含むものとする。

5 業務の概要

- (1) 歩数計測、体重管理、健康情報の発信等の機能を有したアプリの構築・運用保守。その他、本業務に必要な作業。

ア 健康管理アプリについては、下表の機能要件を満たしていること。

機能要件一覧

	機能	詳細
1	インストール	利用者は無料でインストールできること。 アプリのダウンロードが必要な場合は「App Store」及び「Google Play」のいずれからも利用可能とすること。
2	利用端末	Android、iOSのいずれにも対応したものであること。 利用者及び管理者等の操作機器環境として、正規サポート中（セキュリティパッチ等が提供されている期間内）のバージョンが搭載されている機器に対応すること。
3	ID・パスワード	アプリ利用者ごとに個別のIDが設定されること。また、パスワードを失念した場合にアプリ利用者による再発行が可能であること。
4	アプリ管理	定期的に（機能改善、障害対応等）必要な更新が行われており、常に最新のシステムが利用できること。
5	健康記録機能	健康管理のツールとして、歩数・体重等の状態を記録可能であり、利用開始日以降に蓄積された記録の推移を利用者が遡及して閲覧可能であること。
6	コンテンツ提供	定期的に健康づくりに関するお知らせ情報（コラムや動画など）を配信できること。配信内容は受注者が用意すること。
7	情報提供機能	市からの情報等を管理者等から発信する機能を有すること。 時刻を指定して発信が可能となる予約機能の他、ユーザーの属性により受信者を限定した配信があることが望ましい。
8	アンケート機能	管理者がアンケートを作成し、任意のタイミングで配信できること。
9	管理者権限	アプリで登録・収集されたデータの閲覧や、アプリの設定等を行うことが可能な、管理画面（管理システム）を有し、アプリ利用者の情報を確認・抽出することができること。また、システム・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で確認できること。

イ 初期登録は、アプリの初回起動時に行うものとし、任意のメールアドレス・氏名・性別・生年月日等の入力によるものとする。

(2) アプリ導入・定着支援・利用者拡大への対応。(推奨)

なお、本対応は、健康アプリサービス利用に係る標準機能の一部としてサービス利用の範囲内で提供されるものし、提案上限額を超えない範囲で提案すること。

ア アプリの周知

アプリの導入における利用方法や手順等について、案内や説明を市民に分かりやすく行うこと。

イ 定着支援

利用者が健康習慣を維持していくために、継続意欲を高める方法について、利用状況や運用状況を踏まえ、情報提供や活用方法の提示、改善に関する助言等を行うこと。

(3) 効果検証

アプリの登録者数及び利用継続率、行動変容ステージ、健康データを分析し、事業の効果測定や改善を行うこと。

(4) システム構成・セキュリティ要件

アプリのシステム構成はデータセンターにサーバ等を設置し、ネットワーク経由で利用するクラウド型とする。サーバ機器等の具体的な構成については、本仕様において求める要件を満たすように構成するものとし、発注者と協議のうえ設計を行うこと。

ア サーバ等システム運用に係る機器は、ISO27001 を取得もしくは同等のレベルを担保しているインターネットデータセンター等施設に設置すること。なお、データセンターおよびサーバ等の機器は一体的な管理を行うこと。

イ システム運用時間は、原則 24 時間 365 日とすること。ただし、実際の運用時間に関しては発注者と受注者が協議の上決定する。

ウ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。

エ サーバダウン等のトラブルが発生した場合でも速やかにサービス復旧の措置を講じること。

オ 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。

カ ネットワーク通信は、SSL 適用等を使用すること。

(5) 運用・保守体制

ア 運用期間

本アプリは、令和10年3月31日までの利用を前提としており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。

イ 問い合わせ窓口

職員及び利用者による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。

ウ 緊急時の対応

問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。

エ 保守体制

通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

オ 障害対応

障害時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに発注者に対し報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を発注者へ提出すること。

(6) 成果物

受注者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、発注者へ提出すること。なお、提出形式等は別途協議の上決定するものとする。

ア アプリ操作マニュアル等

イ 管理画面運用マニュアル等

ウ 実施結果データおよび分析等報告書

エ その他、アプリ運用に必要な資料

オ スケジュール

6 スケジュール

(1) システム開発期間

契約締結後から令和8年3月31日まで

(2) コールセンター業務

システム運用開始日から令和10年3月31日まで

(3) 利用者登録

システム運用開始日から令和10年3月31日まで

(4) 事業評価期間

システム運用開始日から令和10年3月31日まで

7 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに発注者に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

8 第三者の関与に関する事項

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に実施させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に実施させようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、発注者の承諾を得て、本業務の一部を第三者に実施させるときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

9 履行期間終了後の対応

終了時のデータ取扱いについては、発注者の指示に従うものとする。

10 その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、発注者と協議を行うこと。